

## 議案第16号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月28日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

### 提案理由

扶養手当の支給要件及び額を改めるとともに、3月1日を基準日とする期末手当を廃止するほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の給与に関する条例（昭和30年調布市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 扶養親族としての子（前項第1号に掲げる扶養親族としての子をいう。以下同じ。） 13,000円
- (2) 扶養親族としての父母等（前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級及び5級であるものの扶養親族としての父母等にあつては、3,000円）

第7条に次の1項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第2項第1号及び第3号中「5万5,000円」を「15万円」に改める。

第11条第1項中「する。）を」を「し、子育て部分休暇を除く。）を」に改める。

第15条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第2項中「第

6条第4項に規定する週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（第6条第4項に規定する週休日又は休日に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「とする」を「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする」に改め、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、当該規則で定める額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第16条第1項中「3月1日、」及び「この条、第17条の2及び第17条の3において」を削り、同条第2項中「市長が定める割合（3月に支給する場合にあっては、100分の25）」を「100分の125を乗じて得た額に、規則で定める支給割合」に、「のほか、別に市長が定める額を加算することができる」を「とする」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「第1項の職員のうち、」、「及び前項」及び「、第2項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と」を削り、「前項中」を「同項中」に、「250」を「125」に、「140」を「70」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第4項」を「第2項」に、「250」を「125」に、「160」を「80」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とする。

第17条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第4項中「第1項の職員のうち」を削る。

第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条の4中「「基準日から」とあるのは「基準日（第17条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第17条第1項」に改める。

第18条第1項中「期末手当にあっては、3月1日、6月1日、12月1日及び勤勉手当にあっては、6月1日、12月1日（以下この条において

「基準日」という。)に」を「基準日にそれぞれ」に改め、「期末手当については基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)、勤勉手当については」を削り、「当該」を「期末手当及び勤勉」に改める。

第18条の2第2項中「、第7条並びに第8条」を「並びに第7条」に改め、同条第3項中「、第8条」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第6項の規定 令和7年6月1日

(2) 第16条第1項、第17条第1項、第17条の4及び第18条第1項の改正規定 令和7年6月2日

(調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

2 調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年調布市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第8条、」を削る。

(調布市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 調布市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年調布市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「市長が定める割合」を「100分の125」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第8条第2項中「給与に関する条例」を「給与に関する条例(昭和30年調布市条例第21号)」に改める。

(扶養手当に関する経過措置)

4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の調布市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第2項中

「

(5) 重度心身障害者

」

とあるのは

「

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの）

」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、

「

(2) 扶養親族としての父母等（前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級及び5級であるものの扶養親族としての父母等にあつては、3,000円）

」

とあるのは

「

(2) 扶養親族としての父母等（前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級及び5級であるものの扶

養親族としての父母等にあつては， 3， 0 0 0 円)

- (3) 前項第 6 号に掲げる扶養親族 3， 0 0 0 円（別表第 1 の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 4 級及び 5 級であるものの同号に掲げる扶養親族にあつては， 0 円)

」

とする。

（通勤手当に関する経過措置）

- 5 改正後の条例第 9 条第 2 項の規定は，令和 7 年 4 月以後の通勤手当について適用し，同月前の通勤手当については，なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

- 6 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例（附則第 1 項第 1 号に規定する規定に限る。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は，改正後の条例第 1 7 条の 3 第 1 項及び第 3 項の規定の適用については，拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

（委任）

- 7 前 3 項に規定するもののほか，この条例の施行に伴い必要な経過措置は，市長が別に定める。

（調整規定）

- 8 この条例及び調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年調布市条例第 号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において，当該改正規定が同一の日に施行されるときは，当該条例の規定は，調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例によってまず改正され，次いでこの条例によって改正されるものとする。